

ポリ塩化ビフェニル廃棄物特別措置法等改正のお知らせ及び 説明会の開催について

県内事業者のみなさんへ

改正ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が平成28年8月1日に施行されました。また、電気事業法関係省令等も改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

- 1 高濃度PCB廃棄物の処分期限が実質的に1年間前倒しされました。（本県内のトランス・コンデンサーは平成33年度末、安定器等は平成34年度末まで）
- 2 使用中の高濃度PCB含有機器の届出、処分期限までの廃棄及び処分が義務づけられました。
- 3 高濃度PCB含有機器は処分期限を過ぎると使用が禁止されます。

改正内容の説明会の日時及び会場は以下のとおりです。添付の申込書で各会場の申込先あてFAXでお申し込みください。

日程	時間	会場	定員	申込先
10月4日(火)	10:00～11:00	前橋市総合福祉会館 多目的ホール 前橋市日吉町2-17-10	500名	前橋市環境部廃棄物対策課 TEL:027-898-5840 FAX:027-223-8524
	14:00～15:00	沼田合同庁舎 101会議室 沼田市薄根町4412	80名	利根沼田環境森林事務所総務環境係 TEL:0278-22-4481 FAX:0278-23-0409
10月5日(水)	10:00～11:00	高崎市総合保健センター 第1会議室 高崎市高松町5-28	250名	高崎市環境部産業廃棄物対策課 TEL:027-321-1325 FAX:027-321-1161
	14:00～15:00	中之条合同庁舎 会議室棟3階大会議室 中之条町大字中之条町664	70名	吾妻環境森林事務所総務環境係 TEL:0279-75-4611 FAX:0279-75-6548
10月6日(木)	10:00～11:00	群馬県庁 第1ター 前橋市大字町1-1-1	120名	群馬県廃棄物・リサイクル課 TEL:027-226-2824 FAX:027-223-7292
	14:00～15:00	高崎合同庁舎 403会議室 高崎市台町4-3	90名	西部環境森林事務所総務環境係 TEL:027-323-4021 FAX:027-323-6908
10月7日(金)	10:00～11:00	前橋合同庁舎 6階大会議室 前橋市上細井町2142-1	150名	中部環境事務所総務環境係 TEL:027-219-2020 FAX:027-231-1166
10月13日(木)	9:00～10:00	太田合同庁舎 202会議室 太田市西本町60-27	60名	東部環境事務所総務環境係 TEL:0276-31-2517 FAX:0276-31-7410

主催：群馬県・前橋市・高崎市